

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年8月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第37号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2文化市民局の項中

「

飼 育 課	庶務を担当する担当課長補佐又は 担当係長
-------	-------------------------

を

」

「

飼 育 課	企 画 係 長
-------	---------

に改める。

」

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

(会計室)